

平成16年5月31日  
監査委員決定

## 平成16年公営企業各会計決算審査実施計画

### 1 実施方針

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する企業の経済性の発揮及び公共の福祉の増進という公営企業の経営の基本原則を踏まえ、平成16年監査基本計画に基づき、公営企業各会計決算についての審査を以下の方針により実施する。

- (1) 効果的、効率的な審査を実施するため、事前に各事業会計に対する留意事項や着眼点の整理に努めるなど、準備を十分に行う。
- (2) 実地審査に当たっての基本的な取組事項については別に定める。
- (3) (2)に加え、各事業会計において、次の事項について、特に重点的に審査する。
  - ア 収入確保の面から、都の出資団体等に対する土地・建物等の貸付や使用許可等が適切に行われているかどうか、その実態を検証する。
  - イ 費用計上の面から、不適切な管理に起因する貯蔵品の価値減耗や固定資産の除却等がなされていないか検証する。

### 2 審査期間

平成16年6月1日（火）から同年8月4日（水）（講評を含む。）に実施する。

### 3 実施審査場所及び日程

別紙日程表のとおり

### 4 審査の通知及び意見書の送付

知事に対する審査の通知は、知事からの審査依頼があり次第直ちに行い、また、知事への意見書の送付は、講評終了後速やかに行う。

(企業会計監査課)

月	日	曜											
6	1	火		市						水	工	下	
	2	水		"					"	"	"		
	3	木		"					"	"	"		
	4	金	港	臨	"	交	高	電	病	都	"	"	"
	5	土											
	6	日											
	7	月	港	臨	市	交	高	電	病	都	水	工	下
	8	火	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	9	水			"	"	"	"	"	"	"	"	"
	10	木	港	臨	"				"	"	"	"	"
	11	金	"	"	"	交	高	電		"	"	"	"
	12	土											
	13	日											
	14	月	港	臨	市	交	高	電	病		水	工	下
	15	火											
	16	水	港	臨	市	交	高	電	病		水	工	下
	17	木	"	"		"	"	"	"				
	18	金	"	"		"	"	"	"				
	19	土											
	20	日											
	21	月	港	臨									
	22	火	"	"		交	高	電	病				
	23	水											
	24	木				交	高	電	病				
	25	金											
	26	土											
	27	日											
	28	月											
	29	火											
	30	水											

講評

平成16年8月4日(水)

港:港湾事業会計、臨:臨海地域開発事業会計、市:中央卸売市場会計、交:交通事業会計、高:高速電車事業会計

電:電気事業会計、病:病院会計、都:都市再開発事業会計、水:水道事業会計、工:工業用水道事業会計、下:下水道事業会計

平成16年6月